

【参考資料】 口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化

令和2年12月16日
特許庁



背景、現行法の規定

背景

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の拡大。
- ✓ 企業等においてテレワークを始めとするリモート化やデジタル化の動きが加速。
社会構造、産業構造が大きく変容。
- ✓ 「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）の参考資料「規制改革実施計画 主な実施事項」では、「恒久的な制度的対応として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続について、各府省が、年内に、順次必要な検討を行い、法令、告示、通達の改正等を行う」とされる。

口頭審理に係る現行法の規定

- ✓ 無効審判等の審理の方式は原則口頭審理による（特許法第145条第1項）。
- ✓ 審判長は、期日及び場所を定め、当事者に対し期日の呼出しを行う（特許法第145条第3項、同条第4項で準用する民事訴訟法第94条）。
- ✓ 呼出しを受けた者は期日において指定された場所（審判廷）に出頭する。
- ✓ 呼出しを受けた者が正当な理由がないのに出頭しないときは、10万円以下の過料に処される（特許法第203条）。

口頭審理の意義

- ✓ 書面では十分に言い尽くせない当事者の主張を、審判長の審尋によって引き出すことにより、**合議体が争点を正確に把握**することに役立ち、また、当事者の説明を受けることで、**技術内容の正確な把握**にも役立つ。
- ✓ 口頭審理は、**公開して行う**（特許法第145条第5項）こととされ、その趣旨は、裁判の公開原則を定めた憲法第82条と同様に、**審判の公正を担保**するためのもの。
- ✓ 口頭審理は、民事訴訟法に倣い、期日において審判書記官が調書を作成する（特許法第147条第1項）こととされ、審判書記官を口頭審理の**手続の適法性を公証**する機関として位置づけている。



口頭審理には、合議体が**争点や技術内容を正確に把握**するという**意義**があり、その手続は公正性・適法性が担保されたものである。

審判における特有の手続（職権主義）

- ✓ 職権進行主義：「審判官が必要に応じ職権で審判手続を進行すること。」
 - 審判長は、**当事者又は参加人が**法定若しくは指定の期間内に手続をせず、又は第百四十五条第三項の規定により定めるところに従って**出頭しないときであっても、審判手続を進行することができる。**
(特許法第152条)
- ✓ 職権探知主義：「審判官が審決の基礎となる資料を職権によって積極的に収集すること。」
 - 審判においては、**当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。**（特許法第153条）



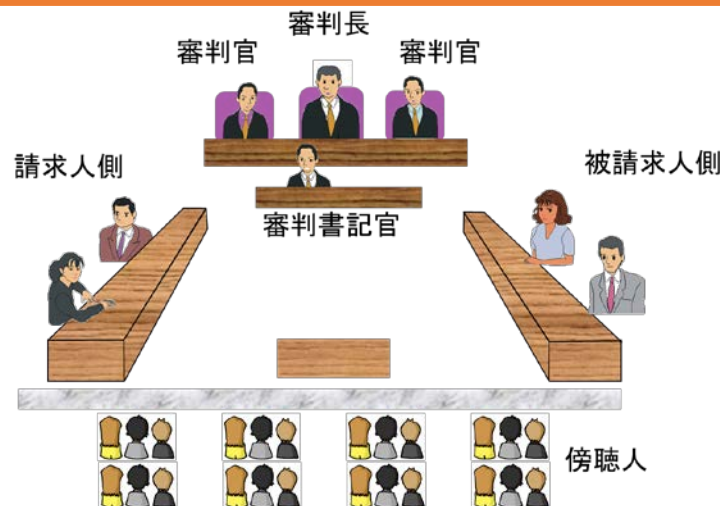
審判は、民事訴訟の手続を多く準用している一方で、**審決が対世効を有することから公益性担保の点で職権主義**を取り入れた特有の手続を採用している。

現行制度の課題、検討の方向性

- ✓ 口頭審理の開催によって、**都道府県を越えての人の移動及び人と人との接触**が生じ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながる懸念。
- ✓ 上記懸念から、緊急事態宣言下では口頭審理の開催を見送り（4－6月の開催は0件）。宣言解除後も口頭審理によることが必要な事件に限り、感染拡大予防策（検温、換気、人数制限等）を講じたうえで開催。

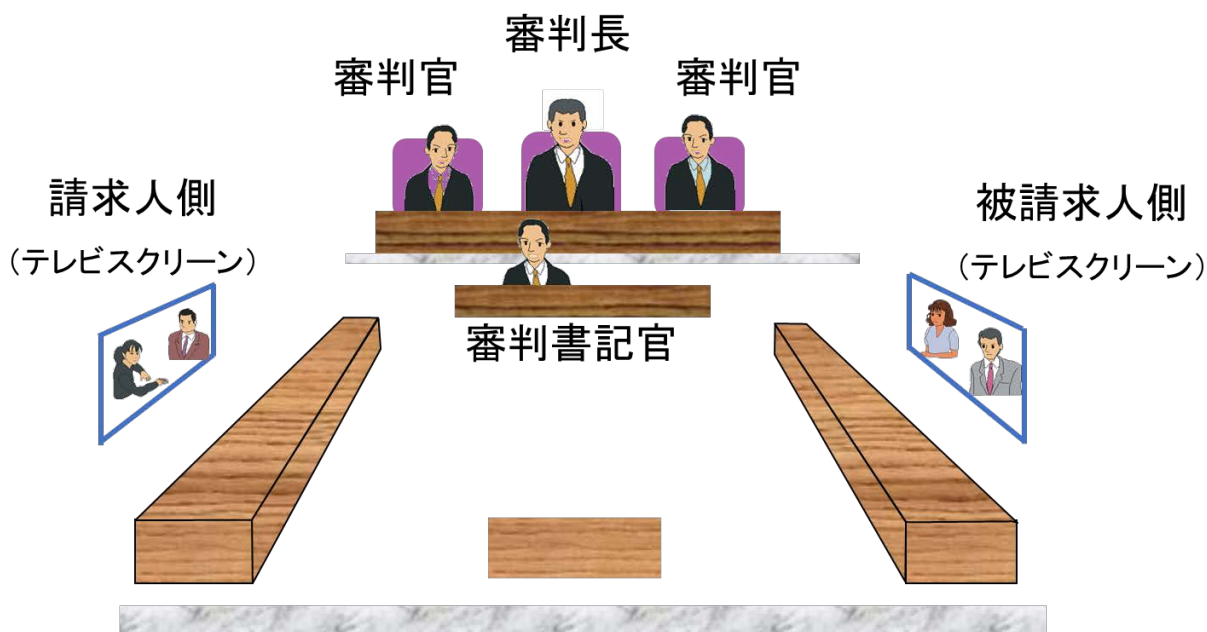
➡ ①感染症の状況に左右されずに口頭審理を一定数開催できるようにするという観点及び②デジタル化等の社会構造の変化に対応しユーザの利便性を向上する観点から、**ウェブ会議システム等により、当事者及び参加人が口頭審理における手続に関与できるようにするべきではないか。**

【図】口頭審理における審判廷内の配置



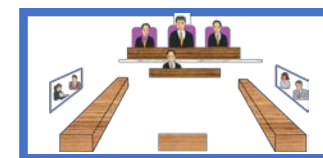
ウェブ会議システムを利用した口頭審理のイメージ（一例）

審判廷

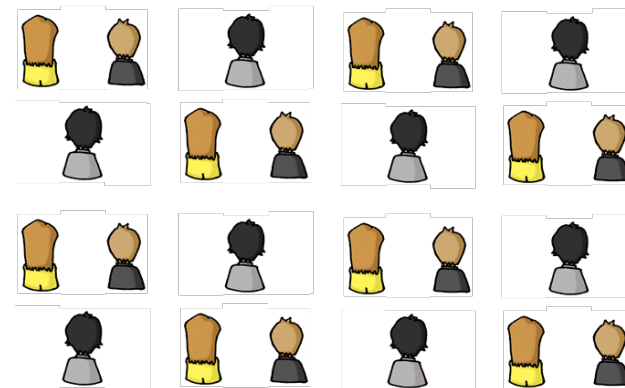


(審判廷内の傍聴人は、ソーシャルディスタンスを確保して最小限にとどめる)

特許庁内別室



テレビスクリーン



傍聴人

検討すべき論点（制度趣旨との関係）

公開主義との関係

- ✓ ウェブ会議システム等を利用した場合であっても、審判廷内等に設置したテレビスクリーンにより審判廷に出頭しない当事者の様子が映し出され、合議体と当事者等とのやり取りが映像や音声により傍聴人が知覚できるようにすることで、公開主義の要請を満たすといえるか。

口頭によることの意義との関係

- ✓ ウェブ会議システム等を利用した場合であっても、映像と音声により知覚した状態で当事者等を審尋しかつ当事者等の説明を受けることが可能であることから、口頭によることの意義が損なわれないといえるか。

直接主義※との関係

- ✓ ウェブ会議システム等を利用した場合であっても、審決をする合議体自らが当事者等から説明を受け、取り調べた証拠に基づいて事実認定を行うことに変わりはないことから、直接主義との関係との関係において問題がないといえるか。

※民事訴訟における直接主義とは、弁論の聴取や証拠調べを、判決をする受訴裁判所自らが行う原則をいい、審判手続も原則として直接主義を援用する。

検討すべき論点（運用上の課題）

なりすましの防止

- ✓ ウェブ会議システム等を利用した場合であっても、映像を通じての視認や身分証の写しの事前提出等により本人確認が可能であるから、現実に出頭した場合と同レベルでのなりすましの防止が可能といえるか。

口頭審理の円滑な進行

- ✓ ウェブ会議システム等を利用して参加する当事者の所在場所に対して、審判長の指揮をどのように及ぼすか。審理の妨害行為に対して、審判事件に関する事務を総理する審判長の権限（特許法第138条第2項）による対応が可能か。
- ✓ 通信障害等に対する運用上の対処はどうあるべきか。

インターネットを通じた公開

- ✓ 口頭審理の傍聴について、現時点では、傍聴人が審判廷又は特許庁内の別室で傍聴することとしているが、この方法に加えてインターネットを通じて口頭審理を公開することをどのように考えるか。

オンライン審理の要件の検討、他法についての検討

オンライン審理の要件の検討

ウェブ会議システム等により口頭審理における手続を行う場合の要件として、以下についてどう考えるか。

- ① 当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審判長がウェブ会議システム等による方法を選択すること。
- ② 通信の方法は、映像と音声の双方を送受信することにより相手方の状態を認識できる方法とすること。
- ③ 当事者等の住所・居所が遠隔地である場合に限らないこと。
- ④ 当事者等の所在場所を公的な施設等に限定せず、柔軟に対応できるようにすること。
- ⑤ 審判長が相当でないと認めるときには、当事者等の所在場所や使用するシステムの変更を求めることができること。
- ⑥ 一方当事者がウェブ会議システム等により手続に関与し、他方当事者が現実に審判廷に出頭することを許容すること。

実用新案法、意匠法、商標法についての検討

- ✓ ①感染症の状況に左右されずに口頭審理を一定数開催できるようにするという観点及び②デジタル化等の社会構造の変化に対応しユーザの利便性を向上する観点は、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法でそれぞれ異なるものではないことを踏まえ、実用新案法、意匠法及び商標法においても、特許法と同様の手当を施すことをどう考えるか。